

みんなの介護保険 サービス利用ガイド

2026(令和8)年度版



佐倉市 介護保険課

介護給付について ☎043-484-6174 介護認定について ☎043-484-1771

<http://www.city.sakura.lg.jp/>

もくじ

- 1 サービスを利用するまでの流れ … 2
- 2 利用できるサービス … 6
- 3 サービスの利用者負担 … 14
- 4 市内高齢者施設一覧 … 17
- 5 高齢者の相談窓口 地域包括支援センター … 19
- 6 介護保険以外の福祉サービス … 21



交通事故等(第三者行為)により要介護状態になった場合や、
状態が悪化した場合は、市へ届出をしてください。

介護保険の被保険者のかたは、交通事故等、第三者(加害者)の行為によって要介護状態になった場合や、状態が悪化した場合でも、介護保険のサービスを利用することができます。ただし、サービスにかかった費用は原則として加害者が負担すべきものなので、市が一時的にその費用を立て替え、あとで加害者に請求する仕組みになっています。市が支払った費用が第三者行為によるものかを把握するため、介護保険の第1号被保険者(65歳以上)のかたが第三者行為によって介護保険のサービスを利用する場合は、市へ届出をしてください。

※詳しくは介護保険課 介護給付班(☎043-484-6174)までお問合せください。



マチレットは、自治体から市民へ専門性が高い情報をよりわかりやすく確実に伝える、地域に寄り添う“マチのブックレット”です。

2026年6月発行

発行:佐倉市 介護保険課

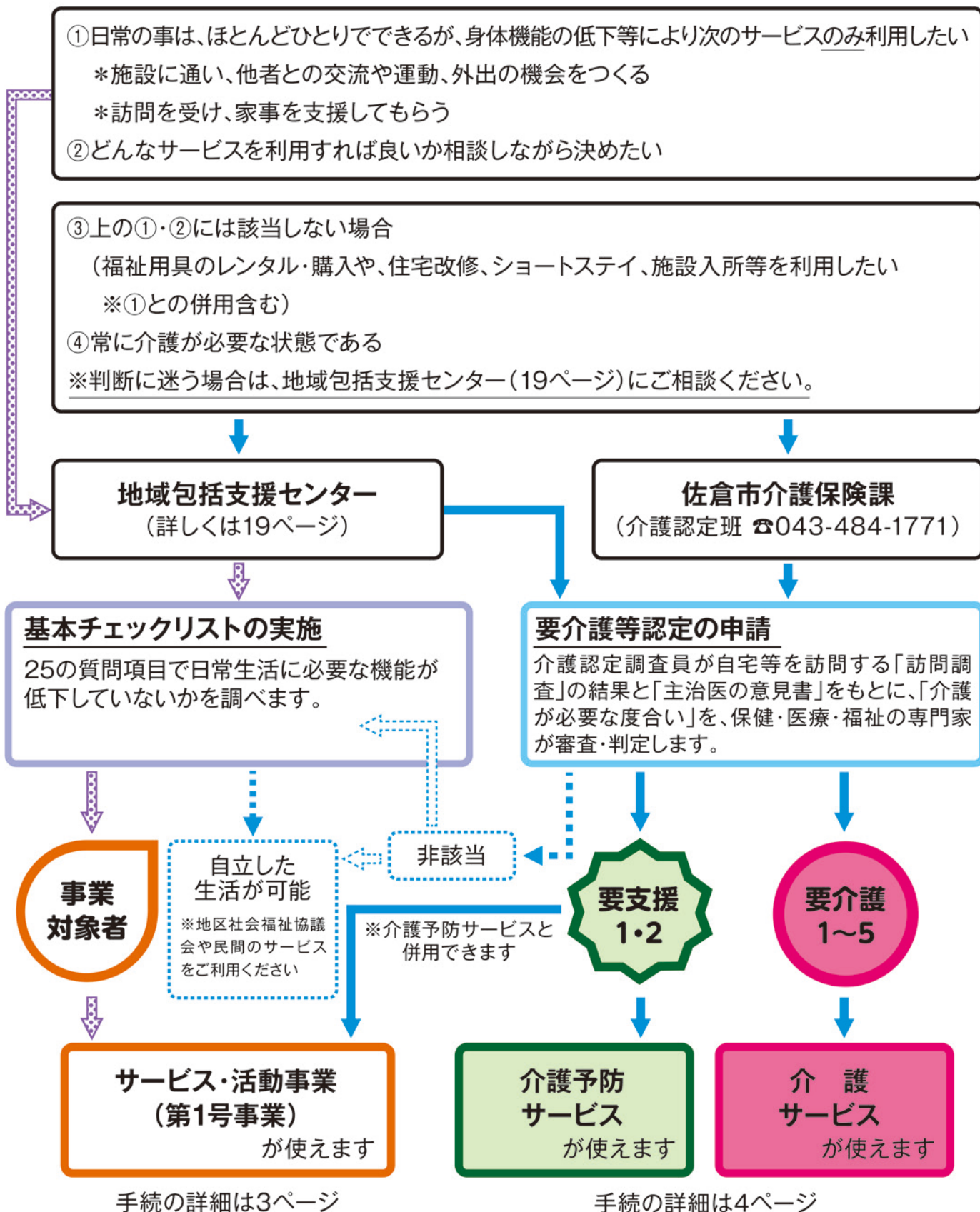
編集・デザイン:株式会社ジチタイアド

当冊子の著作権を侵害する行為(SNSやHPへの無断転載、デザインや文言の流用、複製物の商用利用等)は法律で禁じられています。

当冊子は冊子内に広告を掲載している企業の協賛により市に寄贈されています。広告の内容について、市の事業と関連するものではありません。

サービスを利用するまでの流れ

介護保険のサービスを利用するためには、一定の手続きを経て利用対象者になる必要があります。利用したいサービスにより手続きの窓口・方法が異なりますので、まずは、どんなサービスを利用したいかを検討してみましょう。(各サービスの詳細は6ページから)



1 基本チェックリストを受ける

お住まいの地区を担当する地域包括支援センター(19ページ)の窓口で、日常生活に必要な機能が低下していないかを調べる25の質問項目(基本チェックリスト)に回答します。

サービスを利用できる「事業対象者」に該当するかどうかはその場ですぐに分かります。

2 介護保険被保険者証等の送付

「事業対象者」に該当した場合、サービス利用時に必要となる「介護保険被保険者証」(緑色)が市から送付されます。

※初めて介護保険のサービスを利用するかたには、サービス利用時の負担割合が記載された「介護保険負担割合証」(桃色)が同封されています。(負担割合については14ページ)

3 ケアプランの作成

サービスを利用する前に、ケアマネジャーが「ケアプラン」(どのサービスをどれくらい利用するかという介護の計画書)を本人や家族と相談しながら作成します。(利用者負担はありません)

4 サービスの利用

ケアプランに基づいて、サービス事業者等と直接契約を結び、サービスを利用します。(サービスについての詳細は6ページから)

5 有効期限が近くなったら…

「事業対象者」の判定は、2年間有効です。引き続きサービスを利用したい場合は、改めて基本チェックリストを受ける必要がありますので、期限が近づきましたら担当ケアマネジャー又は地域包括支援センターにご相談ください。

要介護・要支援認定者として介護(予防)サービスを利用したい場合の手続

※「介護予防サービス」と、「サービス・活動事業(第1号事業)」を組み合わせ利用したい場合を含みます。

1 要介護・要支援認定の申請

佐倉市介護保険課または地域包括支援センターで申請を受け付けています。申請は、本人のほか、家族やケアマネジャー等が代行することもできます。郵送での申請も可能です。

申請に必要なもの

- 申請書(介護保険要介護・要支援認定申請書)
- 確認票(介護保険認定申請確認票)
- 問診票(病院に入院中のかたや、介護老人福祉施設と介護老人保健施設に入所中のかたは提出不要)
- 介護保険被保険者証(65歳以上のかた)
- 医療保険の加入情報がわかるもの(40歳~64歳のかたのみ)
※「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」
- 個人番号(マイナンバー)が確認できる書類
- 本人確認ができる書類



2 心身の状態等の調査

●訪問調査

介護認定調査員が自宅等を訪問し、全国共通の基本調査票をもとに、本人の心身の状況や生活の様子を確認します。同席の家族等からも本人の状態を聞き取り調査します。

※入院・転院直後等で、状態が不安定な時は、調査ができない場合があります。

●主治医意見書

申請書に記載した主治医に佐倉市から依頼し、主治医が「意見書」を作成します。

3 審査・判定

訪問調査票と主治医意見書の結果をコンピューターで判定した上で、保健・医療・福祉の専門家からなる介護認定審査会にて、「どのくらいの介助量が必要か」を、審査・判定します。

4 認定結果の通知

申請から原則30日以内に、認定の「結果通知」及び認定結果が記載された「介護保険被保険者証」(緑色)を送付します。認定は、要支援1・2、要介護1~5の7段階及び非該当に分かれています。

※初めて介護保険のサービスを利用するかたには、サービス利用時の負担割合が記載された「介護保険負担割合証」(桃色)が同封されています。(負担割合については14ページ)

ケアプランの作成

サービスを利用する前に、ケアマネジャーが「ケアプラン」(どのサービスをどれくらい利用するかという介護の計画書)を本人や家族と相談しながら作成します。(利用者負担はありません)

5

要支援1

要支援2

お住まいの地区を担当する地域包括支援センターまたは介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所に連絡してください。

(地域包括支援センターについては19ページ)

※サービス・活動事業(第1号事業)のみ利用の場合は、地域包括支援センターに依頼します。

要介護1

要介護2

要介護3

要介護4

要介護5

●在宅でサービスを利用したい場合

居宅介護支援事業所*を1つ選び、連絡してください。

※認定結果通知に事業所一覧を同封しています。

●施設に入所したい場合

施設に直接申し込んでください。(市内の施設一覧は17ページ)

サービスの利用

6

ケアプランに基づいて、サービス事業者や介護保険施設と直接契約を結び、サービスを利用します。(サービスについての詳細は6ページから)

認定の更新

7

要介護・要支援認定には、有効期間があります。引き続きサービスを利用したい場合は、認定の更新が必要です。更新の案内がきたら、お早めに手続されることをお勧めします。

Q 認定を受けた後に状態が大きく変わり、サービスに不足が生じたら？

A 必要に応じて、介護度の見直しを行うための区分変更を申請することができます。担当のケアマネジャーにご相談ください。

Q 何歳でも申請できる？

A 要介護・要支援認定については、65歳以上のかたはどなたでも申請できますが、40歳～64歳のかたは、「特定疾病」*に該当しないと申請できません。まずは、かかりつけの主治医に「特定疾病」に該当するかをお問合せください。なお、3ページの基本チェックリストについては64歳以下のかたは対象外ですので、サービスが必要な場合は、要介護・要支援認定の申請を検討してください。

*特定疾病…がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。)、関節リウマチ、筋萎縮性側索硬化症、後縦靭帯骨化症、骨折を伴う骨粗鬆症、初老期における認知症、パーキンソン病関連疾患、脊髄小脳変性症、脊柱管狭窄症、早老症、多系統萎縮症、糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症、脳血管疾患、閉塞性動脈硬化症、慢性閉塞性肺疾患、両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

介護保険のサービスについて内容ごとに分類して掲載しています。

各サービスはそれぞれ利用対象者が決まっていますので、下記のマークを参考に確認してください。

自宅を中心に利用するサービス…7ページから

施設に入所して利用するサービス…13ページから

マークの説明



各サービス名の横に、利用対象者のマークを示しています。

事

事業対象者が利用できるサービス(サービス・活動事業(第1号事業))

支

要支援認定者が利用できるサービス(介護予防サービス及びサービス・活動事業(第1号事業))

介

要介護認定者が利用できるサービス(介護サービス)

**地
密**

地域密着型サービス

原則、佐倉市民のみが利用できる、住み慣れた地域で生活するためのサービス

◆サービス費用のめやす

それぞれのサービス利用料の10割分の金額をご案内しています。自己負担金額(負担割合1～3割)※を計算する際の参考としてください。※お支払いの自己負担額計算の際は、各種加算が追加されます。



厚生労働省の介護事業所・生活関連情報検索「介護サービス情報公表システム」では、全国の介護サービス事業所のサービス内容などの詳細情報を、インターネットで自由に検索・閲覧できます。([介護](#) [公表](#) で検索)

自宅を中心に利用するサービス

施設に通う…7ページ

訪問を受ける…8ページ

短期間施設に泊まる…11ページ

通い・訪問・泊まりを組み合わせる…11ページ

生活環境を整える…12ページ

在宅に近い暮らし…13ページ

施設に通う

通所介護相当サービス



身体機能や生活機能の低下がみられ、専門的な支援が必要なかたが、デイサービスセンター等に通い、食事・入浴・排泄等の介護や日常生活上の世話及び機能訓練を受けます。一般的に、自宅からデイサービスセンター等への送迎がついています。

◆サービス費用のめやす

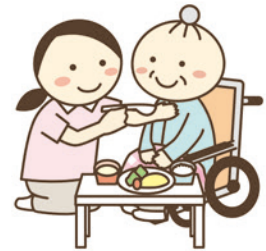
週1回程度の利用

〈月額〉18,790円 ※送迎込み

週2回程度の利用※

〈月額〉37,840円 ※送迎込み

※原則、要支援2のかたのみ利用できます



通所型短期集中予防サービス



生活機能の低下がみられるが、短期集中的な支援で改善が見込まれるかたが、運動器の機能向上プログラムや、介護予防に関する生活指導等を受けます。必要に応じ、自宅から会場までの送迎がつきます。10名程度の少人数グループでおよそ週1回程度行います。

(介護予防) 認知症対応型通所介護

地密



認知症のかたが、デイサービスセンター等で食事、入浴、排泄等の介護、機能訓練等を受けます。

通所介護…デイサービス



食事や入浴などの支援や、心身の機能を維持・向上するための機能訓練、口腔機能向上サービスなどを日帰りで利用します。

地密

定員18人以下の小規模な事業所が提供する場合は地域密着型サービスに位置づけられます。医療的なケアが必要なかたを対象とした療養通所介護もあります。

◆サービス費用のめやす

〈1回〉6,990円～12,210円 ※送迎込み

(介護予防)通所リハビリテーション…デイケア



施設や病院などにおいて、日常生活の自立を助けるために理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などがリハビリテーションを行い、利用者の心身機能の維持回復を図ります。

◆サービス費用のめやす



要支援1・2

要支援1・2のかたは共通的服务と組み合わせて、利用者の目標に応じた栄養改善(食事に関する指導や情報提供)・口腔機能向上(口の中の手入れ方法の指導や、咀嚼く・えん下の訓練)などの選択的サービスも利用できます。

- 共通的服务(月額)23,930円~44,610円 ※送迎込み
- 選択的サービス(月額)



要介護1~5

(1回)8,040円~14,550円 ※送迎込み

訪問介護相当サービス



身体機能や生活機能の低下がみられ、専門的な支援が必要な場合に、ホームヘルパーが自宅を訪問し、食事・入浴・排泄等の介護や、調理・掃除・洗濯等の家事、生活等に関する相談・助言等、日常生活上の必要な世話をを行います。

◆サービス費用のめやす

週1回程度の利用	(月額) 12,580円
週2回程度の利用	(月額) 25,130円
週2回程度を超える利用※	(月額) 39,880円
※原則、要支援2のかたのみ利用できます	

※このほか、ホームヘルパー等が自宅を訪問し、掃除、洗濯などの日常生活上の支援を行う「訪問型生活援助サービス」もあります。



訪問型短期集中予防サービス



生活機能の低下により、外出が困難なかたで、短期集中的な支援で改善が見込まれる場合に、市の保健師・看護師・理学療法士等の専門職が自宅を訪問し、状態改善のための助言や指導を行います。

訪問介護…ホームヘルプ



ホームヘルパーが自宅を訪問し、食事・入浴・排泄等の介護(身体介護)や、調理・掃除・洗濯等の家事・日用品の買い物等の日常生活上の必要な世話(生活援助)を行います。

◆サービス費用のめやす

身体介護	〈1回〉4,140円(30分~1時間未満)
生活援助	〈1回〉2,350円(45分以上)
通院等のための乗車・降車の介助	〈1回〉1,040円 ※運賃は別途自己負担

(介護予防)訪問入浴介護



移動入浴車等で訪問し、浴槽を自宅内に持ち込んで入浴の介護を行います。

◆サービス費用のめやす

要支援1・2 〈1回〉 9,160円

要介護1~5 〈1回〉 13,550円

Q 訪問介護相当サービスや訪問介護等、訪問サービスのヘルパーは何でもやってくれる？

A 訪問サービスは、単なる家事手伝いではなく、あくまでも介護保険制度下で「本人の自立支援」の一環として提供されるサービスです。そのため、本人以外の食事を用意する等、直接本人の援助をしているとは言えないことや、大掃除やペットの世話等、日常的に行われる家事の範囲を超えることは、ヘルパーにお願いできません。漠然と「ヘルパーさんに家事をお願いしよう」と考えるのではなく、本人ができること、できないことを整理して、できない部分を支援してもらうようにしましょう。

Q 事業対象者が通所・訪問型サービス以外を使いたくなったらどうすればよい？

A 「短期入所生活介護」(ショートステイ)や「福祉用具貸与」(車いすやベッドなどのレンタル)など、要介護・要支援認定者を対象としたサービスを利用したい場合は、その旨を担当ケアマネジャー又は地域包括支援センターにご相談の上、要介護・要支援認定の申請をしてください。(詳細は4ページ)

※この申請は、事業対象者の有効期間にかかわらずいつでも可能です。

(介護予防)訪問看護



自宅で療養生活を送れるよう、看護師等が清潔ケアや排泄ケアなどの日常生活の援助や、医師の指示のもと必要な医療の提供を行います。

◆サービス費用のめやす

支	要支援1・2	・訪問看護ステーションから	〈1回〉4,830円
		・病院または診療所から	〈1回〉4,090円
介	要介護1~5	・訪問看護ステーションから	〈1回〉5,040円
		・病院または診療所から	〈1回〉4,270円

(介護予防)訪問リハビリテーション



通院が困難なかたの自宅に、病院や介護老人保健施設の理学療法士等が訪問し、理学療法、作業療法、その他の必要なリハビリテーションを行います。

◆サービス費用のめやす

支	要支援1・2	〈1回〉3,140円	介	要介護1~5	〈1回〉3,250円
---	--------	------------	---	--------	------------

(介護予防)居宅療養管理指導



病院、診療所または薬局の医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士が自宅を訪問し、療養上の管理や指導等を行います。

◆サービス費用のめやす

- ・医師が行う場合 〈1回〉5,150円(月2回まで)
- ・歯科医師が行う場合 〈1回〉5,170円(月2回まで)



Q 居宅療養管理指導で治療もしてもらえる？

A 介護保険による居宅療養管理指導のサービス内容が、居宅における「健康管理上のアドバイスや指導」であることに対し、医療保険が適用される往診と訪問診療の主なサービス内容は、「実際の医療行為」である点が大きな違いです。
「居宅療養管理指導サービスの利用を開始したが、望んでいる治療をしてくれない」という不満や不安を後々感じることをないように、違いを理解した上でサービスを利用しましょう。

(介護予防)短期入所生活介護…ショートステイ



老人短期入所施設や介護老人福祉施設等に短期間入所し、その施設で、食事・入浴・排泄等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受けます。

◆サービス費用のめやす(多床室の場合)

支 要支援1・2 〈1日〉 4,760円・5,920円

介 要介護1～5 〈1日〉 6,360円～9,330円

(介護予防)短期入所療養介護…医療型ショートステイ



介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所して、看護、医学的管理下の介護、機能訓練等の必要な医療や日常生活上の世話を受けます。

◆サービス費用のめやす(多床室の場合)

支 要支援1・2 〈1日〉 6,410円・8,090円

介 要介護1～5 〈1日〉 8,670円～10,990円

Q 短期入所(ショートステイ)は、家族が病気になった等の特別な理由が無いと使えない?

A 短期入所は介護者が休息をとるために利用することもできますので、ケアプラン作成時に担当のケアマネジャーとよく話し合ってください。ただし、長期にわたって利用する場合等、状況によっては特別な理由が必要になることがありますので、ご注意ください。

(介護予防)小規模多機能型居宅介護



利用者の選択に応じて、施設への「通い」を中心に、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問」を組み合わせで日常生活上の支援や機能訓練を行うサービスです。複数のサービスを利用する時でも共通のスタッフが対応するため、個々の利用者に対して目が行き届くとともに、よりきめ細やかなケアを受けられる利点があります。

看護小規模多機能型居宅介護…複合型サービス



訪問看護と小規模多機能型居宅介護を組み合わせたサービスで、通所、訪問(看護・介護)、宿泊のサービスを一元的に管理することになるため、医療ニーズの高い利用者や家族の状況に即応できるサービスを組み合わせることができます。

(介護予防)福祉用具貸与



日常生活の便宜を図り、身体の負担軽減や介護者の負担軽減のための福祉用具を借りることができます。

◆サービス費用は、用具の種類、事業所によって異なります。

支 要支援1・2

●歩行補助つえ ●歩行器 ・手すり(工事を伴わないもの)

介 要介護1

●スロープ(工事を伴わないもの)

自動排泄処理装置(便の吸引機能を持つものは要介護4・5のみ)

介 要介護2～5

●歩行補助つえ ●歩行器 ・手すり(工事を伴わないもの)

●スロープ(工事を伴わないもの)

車いす・車いす付属品・特殊寝台・特殊寝台付属品・床ずれ防止用具
体位変換器・認知症老人徘徊感知機器・移動用リフト(つり具の部分を除く)
自動排泄処理装置(便の吸引機能を持つものは要介護4・5のみ)

●印の福祉用具のうち、固定用スロープ、歩行器(歩行車を除く)、単点杖(松葉杖を除く)、多点杖は、ケアマネジャーや福祉用具専門相談員の提案を受け、利用者の意思決定で購入することも可能です。

特定(介護予防)福祉用具販売 要申請



入浴や排泄等に使うような衛生上貸与になじまない福祉用具を、指定された事業者から購入した場合に購入費用(毎年4月～翌年3月につき10万円まで)の9～7割分が支給されます。

※購入後に市に申請が必要です。

※購入先が指定事業者かどうか、事前に確認してください。

◆サービス費用は、用具の種類、事業所によって異なります。

腰掛便座・自動排泄処理装置の交換可能部品・入浴補助用具・簡易浴槽・移動用リフトのつり具の部分・排泄予測支援機器

福祉用具貸与対象用具のうち、●印の固定用スロープ、歩行器(歩行車を除く)、単点杖(松葉杖を除く)、多点杖は、ケアマネジャーや福祉用具専門相談員の提案を受け、利用者の意思決定で購入することも可能です。

(介護予防)住宅改修費支給 要申請



自宅内での生活に支障が無いように、対象となる改修を行った場合に改修費用(原則1人につき20万円まで)の9～7割分が支給されます。

※工事前と工事後に市に申請が必要です。

※住宅改修をご希望の場合は、事前にケアマネジャーや地域包括支援センターまたは市にご相談ください。

◆サービス費用は、改修の内容、施工業者によって異なります。

対象となる改修

- ①手すりの取付け ②段差の解消 ③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- ④引き戸等への扉の取替え ⑤洋式便器等への便器の取替え

※①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる改修も対象になります。



(介護予防)特定施設入居者生活介護

特定施設(介護付有料老人ホーム等)に入居しているかたが、食事・入浴・排泄等の介護、その他の日常生活上の世話や、機能訓練及び療養上の世話を受けます。

※対象となる施設は、都道府県知事の指定を受けた有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム(ケアハウス)、サービス付き高齢者向け住宅のうち、十分な居住水準を満たすものです。



定員29人以下の小規模な事業所が提供する場合は地域密着型サービスに位置づけられます。(地域密着型特定施設入居者生活介護を利用できるのは、要介護1~5のかたのみ)

認知症対応型共同生活介護…グループホーム

認知症のかたが、グループホームと呼ばれる施設で少人数による家庭的な共同生活をしながら、食事・入浴・排泄等の介護、機能訓練等のサービスを受けます。

施設に入所して利用するサービス**介護老人福祉施設…特別養護老人ホーム**

介3~5

寝たきりや認知症のために日常生活において常時介護を必要とするかたで、自宅での生活が困難なかたを対象に、生活全般にわたって介護を行う施設です。

※要介護1・2の場合でも、特例的に入所できる場合があります。各施設にお問合せください。



定員29人以下の小規模な事業所が提供する場合は地域密着型サービスに位置づけられます。(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)

介護老人保健施設

慢性期医療と機能訓練によって自宅への復帰を目指す施設です。自立支援や地域・家庭との結び付きが重視されており、介護老人福祉施設と病院の中間的な役割を担っています。

介護医療院

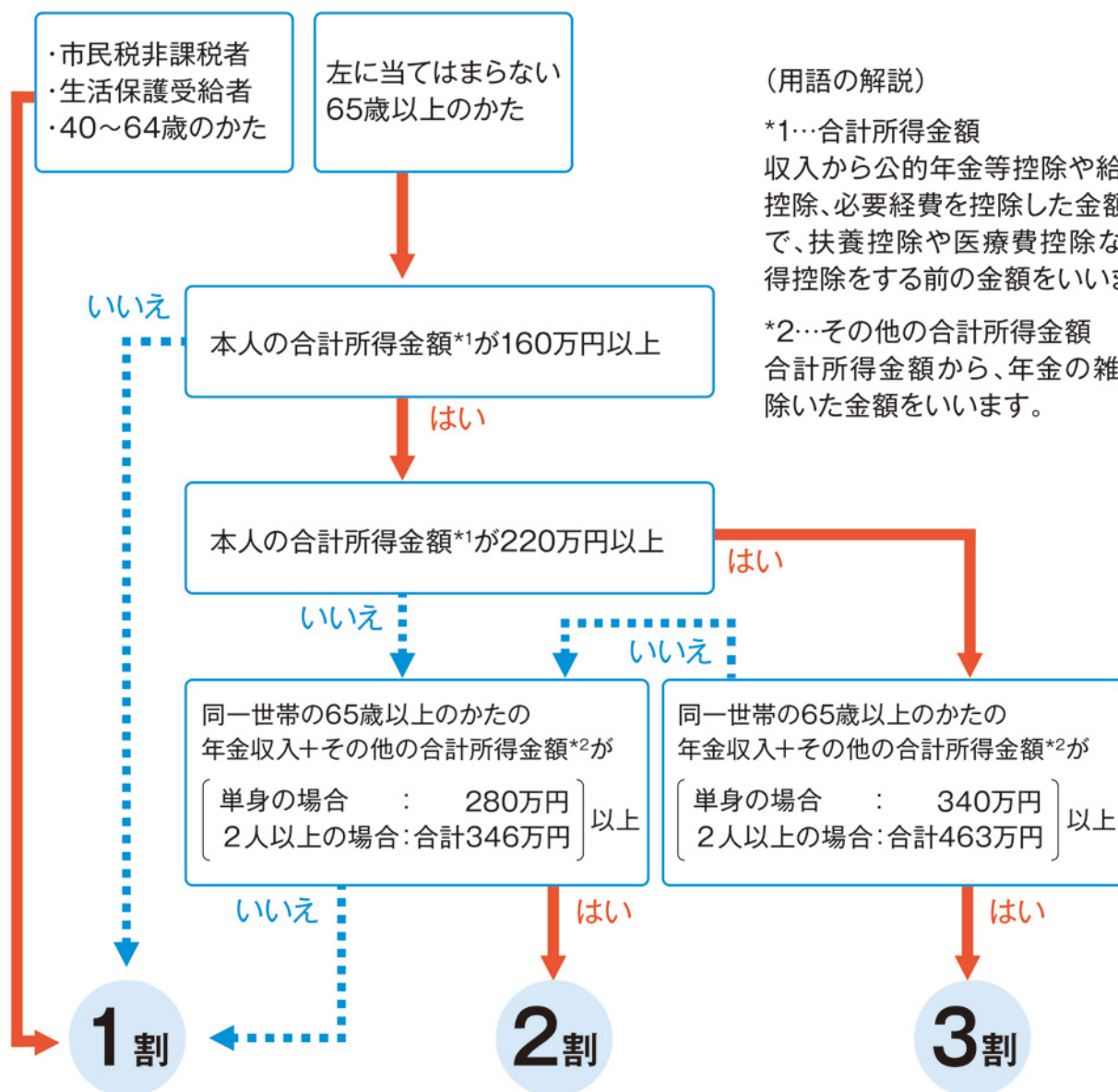
慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナルケア」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた施設です。

介護保険のサービスを利用したときは、利用料の1～3割を支払います

- ・事業対象者と判定されたり、要介護等認定を受けると、負担割合が記載された「負担割合証」(桃色)が交付されます。
この証は、毎年8月に新しいものに切り替わります。切り替えに間に合うよう、毎年7月下旬ごろに新しい証を市から郵送します。
(切り替えのための申請は不要です。)
- ・サービスによっては、食費・居住費(滞在費)・日常生活費など、保険外の費用がかかることがあります。
利用契約時によくご確認ください。

介護保険負担割合証	
交付年月日 年 月 日	
被保険者	番号
	住所
	フリガナ
	氏名
	生年月日
利用者負担の割合	適用期間
割	開始年月日 年 月 日 終了年月日 年 月 日
割	開始年月日 年 月 日 終了年月日 年 月 日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	1 2 2 1 2 7 佐倉市

～負担割合の判定方法～



(用語の解説)

*1…合計所得金額
収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額をいいます。

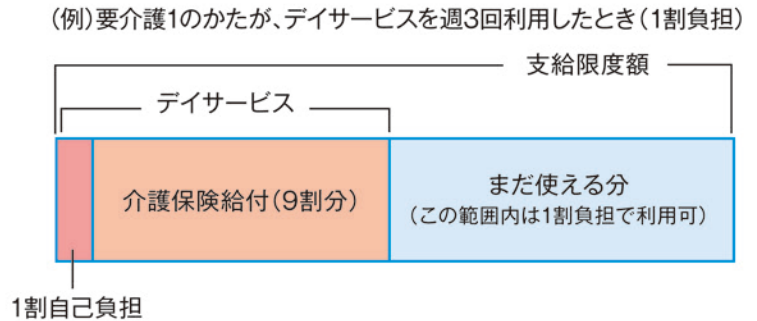
*2…その他の合計所得金額
合計所得金額から、年金の雑所得を除いた金額をいいます。

1～3割で利用できる額には上限があります(支給限度額)

区分別に、1か月のうち1～3割負担で利用できる額が決まっており、上限を超えてサービスを利用した場合、超えた分は全額自己負担となります(限度額が適用されないサービスもあります)。

区分	支給限度額*
事業対象者	50,320円
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

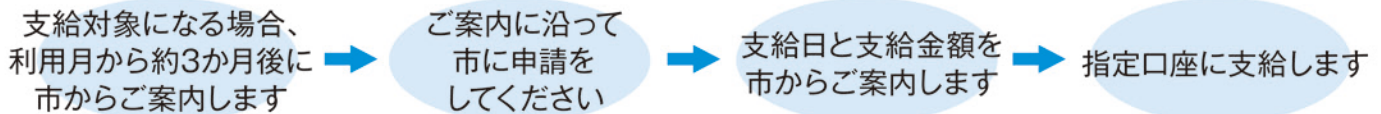
※…標準地域の支給限度額(10割)です



1～3割負担が高額になった場合は、高額介護サービス費等が支給されます

サービスに係る1か月あたりの1～3割の自己負担額が一定の限度額を超えた場合、申請により、限度額を超えた分が払い戻されます。

●支給までの流れ



対象となるかた	利用者負担の上限額(月額)
年収約1,160万円以上	140,100円(世帯)
年収約770万～約1,160万円未満	93,000円(世帯)
世帯のどなたかが市民税を課税されているかたで、年収約770万円未満	44,400円(世帯)
世帯の全員が市民税を課税されていないかた	24,600円(世帯)
前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が年間82.65万円※以下のかた等	15,000円(個人)
生活保護を受給しているかた等	15,000円(個人)

※…令和8年7月までは、80.9万円です



医療と介護の両方のサービスを利用している世帯で、年間の自己負担合計額が一定の限度額を超えた場合、限度額を超えた分が払い戻されます(高額医療・高額介護合算制度)。

- ・後期高齢者医療制度・国民健康保険加入のかた
→支給対象となる場合は市からご案内しますので、各医療保険担当窓口(市役所健康保険課)へ申請してください。
- ・被用者保険に加入のかた
→加入している医療保険組合へ申請してください。

所得の低い場合は、申請により施設の食費・居住費(滞在費)が軽減されます

介護保険負担限度額認定

以下のいずれかのサービスを利用する場合、その食費や居住費(滞在費)を所得段階に応じて軽減します。

〈対象となるサービス〉

・ショートステイ

(介護予防)短期入所生活介護・(介護予防)短期入所療養介護

・施設サービス

特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)・介護老人保健施設・介護医療院

・地域密着型特別養護老人ホーム

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

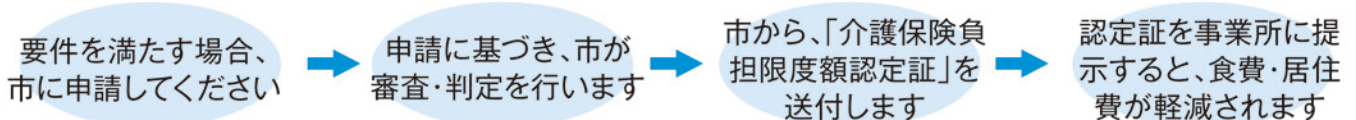
〈軽減を受けるための要件〉

①世帯全員(住民票上世帯が異なる配偶者も含む)が市民税非課税

②本人と配偶者の預貯金等の資産が一定額以下

※②のみを満たしている場合、特例的に減額を受けられる場合があります(特例減額措置)。

●軽減を受けるまでの流れ



◆介護保険負担限度額認定を受けると、食費・居住費の自己負担は下表の範囲内の金額になります。

利用者負担段階	主な対象者	預貯金額 ●:単身 ▲:夫婦	居住(滞在)費【日額】						食費 []はショートステイの場合
			ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室		多床室		
					特養等	老健・医療院等	特養等	老健・医療院等	
第1段階	生活保護受給者	●1,000万円以下 ▲2,000万円以下	880円	550円	380円	550円	0円	0円	300円 [300円]
第2段階	世帯全員 年金収入金額*2+合計所得金額が82.65万円*3以下	●650万円以下 ▲1,650万円以下	880円	550円	480円	550円	430円	430円	390円 [600円]
第3段階 ①	※1が市民税非課税 年金収入金額*2+合計所得金額が82.65万円*3超 120万円以下	●550万円以下 ▲1,550万円以下	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円	430円	680円 [1,030円]
第3段階 ②	市民税非課税 年金収入金額*2+合計所得金額が120万円超	●500万円以下 ▲1,500万円以下	1,470円	1,470円	980円	1,470円	530円	530円*4	1,420円 [1,360円]

※1…住民票上世帯が異なる配偶者も含みます

※2…課税年金+非課税年金(遺族年金・障害年金)の合計金額

※3…令和8年7月までは、80.9万円です

※4…室料を徴収しない場合は430円

その他の負担軽減制度

社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度

軽減事業実施の申出を行った社会福祉法人等が、介護保険サービスに係る1割自己負担分や食費・居住費の一部を軽減します。市民税非課税世帯で、特に生計が困難なかつ及び、生活保護受給者が対象です。詳しくは市にお問合せください。

施設に入りたい場合は、施設に直接申し込みます。地域密着型の施設を除き、市外の施設に申し込むこともできます。費用や提供サービスの内容、空き状況等は各施設にお問合せください。

(2026年3月時点の情報)

特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)	【要介護3以上】※要介護1・2の場合でも、特例的に入所できる場合があります。各施設にお問合せください。寝たきりや認知症のために日常生活において常時介護を必要とするかたで、自宅での生活が困難な要介護3以上のかたが、生活全般にわたって介護を受ける施設です。				
	施設名	住所	電話番号	定員	部屋の種類
	志津ユーカリ苑	青菅1008-7	043-463-2944	100	多床室・個室
	ユーカリゆうとの杜	青菅1023-14	043-309-8837	100	個室
	ゆたか苑	上志津原9	043-463-6805	60	多床室・個室
	さくら誠心園	上座52-1	043-312-6010	100	多床室・個室
	さくらの丘	飯重622	043-481-3020	150	個室
	さくら苑	鎗木町346	043-486-5050	80	多床室
	佐倉白翠園	岩名1011	043-486-8941	114	多床室・個室
	ちとせ小町	大蛇町215-7	043-312-5111	100	個室
	はちす苑	太田1145-1	043-483-4165	64	多床室・個室
	ときわの杜	石川556	043-485-3711	100	個室
	弥富あさくら	岩富町541	043-481-5131	100	個室
千年希望の杜 佐倉【地域密着型】	下志津214-1	043-463-0707	29	個室	

介護老人保健施設	【要介護1以上】リハビリや看護・介護を必要とする要介護1以上のかたが、自宅への復帰を目指して機能回復訓練を行う施設です。				
	施設名	住所	電話番号	定員	部屋の種類
	ユーカリ優都苑	青菅1010-15	043-460-7117	96	個室
	エスポワール佐倉	上志津1316-1	043-461-1110	100	多床室・個室
	葵の園・佐倉	城188-335	043-481-3000	200	多床室・個室
佐倉ホワイエ	鎗木町336	043-484-4680	80	多床室・個室	

グループホーム	【要支援2以上】認知症でかつ、要支援2以上のかたが、少人数による家庭的な共同生活を送る施設です。				
	施設名	住所	電話番号	定員	部屋の種類
	愛の家グループホーム佐倉上座	上座1166-7	043-460-3961	18	個室
	グループホームユーカリ優都びあ	青菅1023-6	043-460-6700	18	
	グループホームつどい「井野原」	井野1394-10	043-462-0088	18	
	愛の家グループホーム佐倉西志津	西志津1-16-15	043-460-1820	18	
	グループホームさくらの家	西志津7-14-3	043-235-8071	18	
	セントケアホーム佐倉	江原50	043-485-9005	18	
	グループホーム シャロームきこえ	染井野4-5-4	043-460-5633	18	
	グループホームつどい「佐倉」	山崎190-17	043-481-1640	15	
さくらケアセンターそよ風	六崎1525-1	043-483-8121	18		

※以下の施設については、一般的な入居要件を掲載しています。

詳しい入居要件は各施設にご確認ください。

介護付有料老人ホーム	施設によっては介護が必要のないかたも入居できます。介護が必要な場合は、施設の介護スタッフによる介護サービス(「(介護予防)特定施設入居者生活介護」(13ページ)を受けることができます。			
	クラーチ・ファミリア佐倉	上座567-1-2	043-460-7550	71
	ミライアコート宮の杜	宮ノ台6-6-1	043-460-2105	75
	夢眠ちば	下志津214-1	043-312-8620	50
	イリーゼ西志津	西志津3-3-28	0120-12-2943	66
	シャロームきこえ染井野【地域密着型】	染井野4-5-4	043-460-5630	27
	染井野ヒルズひまわりの里	生谷1575-5	043-488-1411	25
	佐倉ゆうゆうの里	鑄木町270-1	043-486-5577	485
ラ・ナシカ さくら	寺崎北4-6-5	043-486-0211	60	

住宅型有料老人ホーム	介護が必要なかたも必要のないかたも入居できます。介護が必要な場合は、訪問介護等の外部の介護サービスを利用しながら、引き続きその施設で生活できます。			
	医療対応住宅ケアホスピス宮ノ台	宮ノ台2-1-1	043-309-9477	32
	医心館 佐倉	下志津787-1	043-235-8062	52
	ツクイ・ポピルスガーデン千葉佐倉	上志津148	043-462-7935	36
	ペラージオ	江原台2-10-1	043-309-7875	28
	ブレスト佐倉	鑄木町1194-1	043-481-2255	66
	ニューコート佐倉	表町3-2-14	043-483-0411	28
	レイールファミリア	城681	043-481-0177	58
	もりの家	小篠塚1153-1	043-312-2883	46
和の刻	山王2-5-12	043-481-2770	10	

(軽費老人ホーム) ケアハウス	60歳以上で、身体的には比較的自立しているものの、自炊できない程度の機能低下があり、高齢や健康面から独立した生活をするのには不安のあるかたが入居対象です。有料老人ホーム等と比較し低額で利用できるのが特徴です。食事・入浴サービスが付いています。			
	くつろぎの里	下志津552	043-462-2941	50
	ケアハウスちとせ	生谷75-10	043-464-1577	60

サービス付き高齢者向け住宅	60歳以上のかた、または要介護認定もしくは要支援認定を受けている60歳未満のかた等が入居対象です(同居のかたにも要件あり)。「安否確認」や「生活相談」が提供されるほか、食事が提供されることが多いです。介護などのサービスは、住宅の運営主体や外部の事業者と別に契約します。			
	ういず・ユーホープリビング佐倉志津	西志津4-6-7	043-312-3500	17戸
	シャロームきこえ王子台	王子台3-15-15	043-489-3277	10戸
	ソルシアス佐倉	宮前3-15-1	043-308-8678	77戸
	ソレイユの丘 佐倉	宮前3-22-5	043-485-2940	18戸
	松ヶ丘白翠園	城188-39	043-497-5514	26戸
	プチモンドさくら	城343-3	0120-936-312	32戸
	さくらマンダリン	表町3-26-1	043-310-6180	64戸

高齢者の相談窓口 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者の暮らしを支える総合相談窓口です。保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員が中心になり、介護や福祉の相談、健康や生活に関する支援、高齢者の人権や財産を守るための相談などに対応します。また、より暮らしやすい地域を目指し、民生委員、町内会、医療機関、ケアマネジャーなど、さまざまな関係機関とネットワークを作り、高齢者を支援しています。何か困ったことや気になることがあれば、お気軽にご相談ください。

各センター共通事項

●相談受付：日曜日～金曜日

午前8時30分～午後5時30分

(休み：土曜・祝日・12月29日～1月3日)

※緊急時は時間外も電話にて対応します。

※相談無料・申込不要

●駐車場：有り

※お住まいの地区によって担当するセンターが異なります

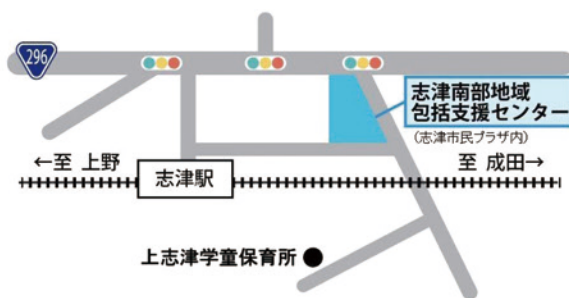
佐倉市志津北部地域包括支援センター

住所	西ユーカリが丘6丁目12-3 イオンタウンユーカリが丘東街区1階
電話番号	043-462-9531 FAX 043-462-9532
E-mail	u-houkatu@mirror.ocn.ne.jp
担当地区	上座・小竹・青菅・先崎・井野・井野町・宮ノ台1～6丁目・ユーカリが丘1～7丁目・南ユーカリが丘・西ユーカリが丘1～7丁目



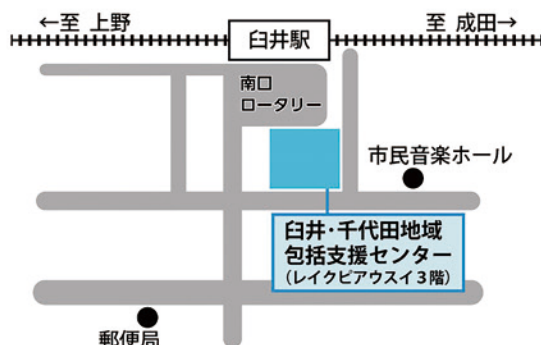
佐倉市志津南部地域包括支援センター

住所	上志津1672-7 志津市民プラザ1階
電話番号	043-460-7700 FAX 043-460-7701
E-mail	shizu-nanbu@lion.ocn.ne.jp
担当地区	上志津・上志津原・下志津・下志津原・中志津1～7丁目・西志津1～8丁目



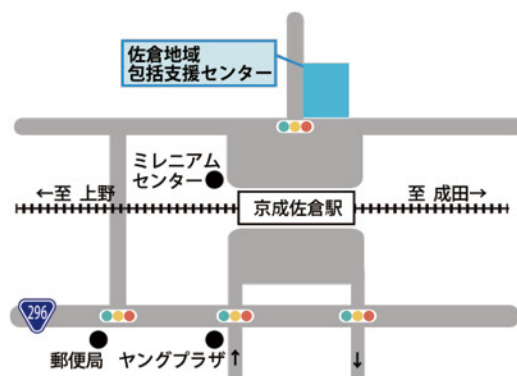
佐倉市臼井・千代田地域包括支援センター

住所	王子台1-23 レイクピアウスイ3階
電話番号	043-488-3731 FAX 043-488-3732
E-mail	usuichiyoda-hokatu@himawari-sato.jp
担当地区	臼井・臼井田・臼井台・江原・江原新田・角来・印南・八幡台1～3丁目・新臼井田・江原台1～2丁目・王子台1～6丁目・南臼井台・稲荷台1～4丁目・生谷・畔田・吉見・飯重・羽鳥・染井野1～7丁目



佐倉市佐倉地域包括支援センター

住所	宮前3-12-1
電話番号	043-488-5151 FAX 043-481-0006
E-mail	sakura-houkatu@hokusuien.jp
担当地区	田町・海隣寺町・並木町・宮小路町・鎗木町・鎗木町1～2丁目・新町・裏新町・中尾余町・最上町・弥勒町・野狐台町・鍋山町・本町・樹木町・将門町・大蛇町・藤沢町・栄町・城内町・千成1～3丁目・大佐倉・飯田・岩名・萩山新田・土浮・飯野・飯野町・下根・山崎・上代・高岡・宮前1～3丁目・白銀1～4丁目・鎗木仲田町



佐倉市南部地域包括支援センター

住所	大篠塚1587 南部地域福祉センターB棟 1階
電話番号	043-483-5520 FAX 043-483-5521
E-mail	nanbu-houkatu@rc-aikoh.or.jp
担当地区	六崎・寺崎・寺崎北1～6丁目・太田・大篠塚・小篠塚・神門・木野子・城・石川・表町1～4丁目・大作1～2丁目・大崎台1～5丁目・山王1～2丁目・春路1～2丁目・馬渡・藤治台・寒風・直弥・上別所・米戸・瓜坪新田・上勝田・下勝田・八木・長熊・天辺・宮本・高崎・坪山新田・岩富町・岩富・坂戸・飯塚・内田・宮内・西御門・七曲



高齢者福祉課・地域包括支援センターで配布している「高齢者を支える地域資源ブック」と「地域の支え合い助け合いリスト」には、介護に関係する制度のほか、介護を必要としない高齢者のかたでも利用できる家事援助サービスや交流・通いの場等、様々な情報が掲載されています。

※佐倉市ホームページよりダウンロードもできます。

紙おむつ等の購入助成	市内に居住しており、在宅で紙おむつ等を必要とする65歳以上で要介護3~5の認定を受けているかた等に、紙おむつ等の購入費用の一部を助成します。	高齢者福祉課 ☎043-484-6343
訪問理美容出張費の助成	高齢者や障害者のみの世帯に属する65歳以上で、要介護4または5の認定を受けているかたに、自宅で理容または美容を受ける出張費用の一部を助成します。	高齢者福祉課 ☎043-484-6138
高齢者等ふれあい配食サービス	65歳以上の一人暮らしの高齢者等で、調理や買い物が困難なかたに、安否の確認をかねて夕食を手渡しで届けます。(1食450円)	高齢者福祉課 ☎043-484-6138
外出の移動サービス(福祉有償運送)	一人では公共交通機関を利用するのが困難な要介護者・要支援者や身体障害者を対象に、有償で運送を行います。現在佐倉市では2団体が実施しています。料金等の詳細は実施団体に直接お問合せください。	佐倉市シルバー人材センター ☎043-308-7848 NPO法人移動サポート・ちば北総 ☎043-463-4039
障害者控除対象者の認定(所得税・住民税の控除)	要介護1以上の認定を受けた65歳以上のかたで、一定の要件を満たす場合、申請により、障害者控除または特別障害者控除を受けることができる認定書を発行します。	介護保険課 ☎043-484-1771
緊急通報サービス	65歳以上で心身に不安のある一人暮らしのかた又は一人暮らしに準ずる(同居者が要介護状態にあり、緊急時の対応が困難な)かた等に、急病などの緊急時に対応する装置を貸与します。 ※月額利用料:0円または500円(市民税所得割課税世帯に属するかた)。現場派遣員サービス利用のかたは別途330円/月。	高齢者福祉課 ☎043-484-6138
位置情報検索サービスの助成	行方不明のおそれがある高齢者の家族等が、位置情報検索サービス(GPS通信端末機器等)を利用するための初期費用を助成します。 ※契約前に要問合せ	高齢者福祉課 ☎043-484-6138
介護マークの配布	介護者が、介護中(トイレで付き添うときなど)であることを周囲に理解してもらうためのマークを配布します。	高齢者福祉課 ☎043-484-6343 地域包括支援センター(19ページ)
SOS高齢者等事前登録(SOSステッカーの配布)	行方不明のおそれがある高齢者等の情報を登録し佐倉警察署と共有。登録番号入りの反射ステッカーを靴等に貼り、認知症高齢者の見守りや行方不明時の早期発見に役立てます。	高齢者福祉課 ☎043-484-6138
オレンジカフェ(認知症カフェ)	認知症の人とその家族、地域の人々、認知症サポーター、専門職が出会い、つどい、語り合う場です。月に1回程度開催されます。 ※飲食代は実費負担	高齢者福祉課 ☎043-484-6343 地域包括支援センター(19ページ)
ちば認知症相談コールセンター	認知症介護の実経験に基づく豊富な知識を持つ相談員が、電話で相談をお受けします。そのほか、看護師などの専門家による面接相談にも対応しています。	公益社団法人 認知症の人と家族の会 千葉県支部 ☎043-238-7731 (月・火・木・土 10~16時)
ちば障害者等用駐車区画利用証制度(パーキング・パーミット制度)	公共・商業施設等における障害者等用駐車区画の利用にあたり、歩行が困難なかた(障害者、高齢者(※要介護1以上)、妊産婦、けが人等)が優先的に利用できる証として、千葉県が発行した「利用証」を各市町村の窓口で交付します。	介護保険課 ☎043-484-1771

訪問治療に特化しています。
お気軽にご相談ください。

24時間
電話受付



『自分の受けたい治療 家族に受けさせたい治療』を
コンセプトに開院しました。

当院は、お体が不自由で通院が難しいという方に対して歯科医師と歯科衛生士がご自宅、病院、施設に向いて診療を行う訪問歯科診療を行っています。ご本人様はもとよりご家族の方やヘルパー、ケアマネージャーの方などとも連携を取りながら診療を進めていきます。

あなたの状態をチェック!

- 食べこぼしがある
- むせる
- うがいができない
- 話をする機会が少ない
- お口が渇く
- 歯磨きができない
- 表情がない
- 転びやすい

✓チェック項目が多いほど、お口の機能が低下している可能性があります。

- | | |
|---------------------------------------|--|
| 1 お口の中が痛む、何かおかしいと思ったら | 当院にご連絡ください。 |
| 2 当院に連絡後 | ケアマネージャー様とも相談の上で訪問日を決定します。無料歯科検診にかかる費用は無料です。 |
| 3 無料検診、検査結果をもとに、症状ならびに治療計画(期間・費用)のご説明 | 治療費用や治療期間、症状などを詳しく説明いたします。 |
| 4 歯科治療もしくは口腔ケアの開始 | ご家族・ご本人の同意をいただいて治療開始です。 |
| 5 ケアマネージャー様へ治療内容報告 | ケアマネージャー様へ書面にて報告しています。 |

訪問歯科診療は、医療保険が利用できます。詳しくは、お問い合わせください。



てらだ歯科

Terada Dental Clinic

TEL:043-485-6288

FAX:043-485-6287

〒285-0813 千葉県佐倉市石川657

■診療時間/月曜日～土曜日 9:00～18:00 ■休診日/日曜日・祝日

<https://www.teradashika.jp>

急患随時受付/24時間電話受付



医療法人社団 千葉爽緑会

ふたば在宅クリニック

在宅医療

訪問診療

認知症やお体の不自由さで、
外来通院やご家族の
付き添いが大変な方…

ご自宅での終末期医療、
緩和ケアをお望みの方…



- 内科・呼吸器内科・循環器内科
消化器内科・泌尿器科の医師が在籍
- 精神科専門医による
認知症、精神科往診 ※日本精神神経学会認定精神科専門医
- 皮膚科専門医による
皮膚・褥瘡往診 ※日本皮膚科学会認定皮膚科専門医
- 全国11院展開中の
グループ組織力

在宅医療に
特化した
クリニックです!

24時間
365日
対応



まずはお気軽にお電話ください!

診療日	月	火	水	木	金	土	日
9:00～18:00	○	○	○	○	○	○	*

*日曜日、祝日は緊急往診のみとなります。

〒285-0837 千葉県佐倉市王子台1丁目22-13 海佑ビル1階

千葉県北西部エリア

- 佐倉市 印西市 四街道市
- 酒々井町 八千代市 船橋市
- 習志野市 千葉市 市川市

お問い合わせは
お電話または
HPから

ふたば 在宅

検索

☎043-290-9700

